

議案第 67 号

調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 3 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年調布市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

(調布市総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 調布市総合福祉センター条例（平成6年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

(調布市ちょうふの里条例の一部改正)

第3条 調布市ちょうふの里条例（平成8年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号エ中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

(調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正)

第4条 調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。